

第
5175
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 3月 2日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成26年4月～6月裁決事例

Q：国税不服審判所から裁決事例が公表されたようですが、どのようなものがありましたか？

A：次のようなものがありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成26年4月から6月の裁決事例が公表されました。内訳は、国税通則法関係が3件、所得税法関係が6件、法人税法関係が1件、相続税法関係が5件、消費税法関係が1件で全部で16件でした。主なものには、次のようなものがあります。

【所得税法関係】

- ・請求人が行った賃貸用マンションのシステムキッチン等の取替工事に係る費用は、そのマンションの価値を高め、その耐久性を増すことになると認められるから、修繕費ではなく資本的支出に該当するとした事例
- ・請求人らが土地の譲渡に際して支払ったコンサルタント料等は、譲渡所得の計算上譲渡費用に当たらないとした事例

【相続税法関係】

- ・所有する宅地に隣接する宅地を相当の地代を支払い借り受けている場合は、借地権の価額は零と評価されるが、これらが一体で利用されている場合には、これらを併せた全体を評価単位（1画地の宅地）として一体で評価することが相当であるとした事例

【消費税法関係】

- ・米軍基地内における資産の譲渡等は非課税取引に該当するとした事例

